

京都市訓令甲第 10 号
庁 中 一 般
事 業 所
教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月30日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般
事 業 所
教育委員会事務局

別表上下水道局の項を削る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)